

島田市適塩啓発キャラクター着ぐるみ購入事業に関する仕様書

1 事業名

島田市適塩啓発キャラクター着ぐるみ購入事業

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、請負者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、契約締結時には、請負候補者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

3 制作期間

契約日の翌日から令和8年2月16日（月）まで

4 事業内容

別紙2のキャラクターに係る(1)の成果物を納品すること。なお、(1)①及び④については、(2)の条件をいずれも満たしたものであること。

(1) 納品するもの

- ①キャラクター着ぐるみ：1点
- ②着ぐるみの保管袋：1点
- ③詳細設計図（各部の構造を詳細に示したもの）：1部、紙及び電子データ
- ④メンテナンス及び取扱説明書：1部、紙及び電子データ

(2) 作成に当たっての条件

①キャラクター着ぐるみ

<デザイン面>

- ・身長155～170cm程度の演技者が着用してもイメージを損なわないこと。
- ・横幅は、原則100cm以内とすること。
- ・デザインは、別紙2を基に、当該キャラクターを着ぐるみにしてもかわいらしさが保たれること、動きやすさ（2足歩行を前提）等の機能性を考慮し、作成すること。
- ・当該キャラクターのデザイナーの助言・指導を受けること。

<機能面>

ア 装着性及び装着時の安全性

- ・長時間の着用が可能であること。
- ・視界をできるだけ広く、足下を見えやすくして、演技者と周囲の安全に配慮すること。
- ・外部を確認するための空気孔は、できれば1か所以上設けること。
- ・足底は屋内、屋外どちらでも対応できるつくりにする。
- ・全体のバランスが良く、安定して動きやすいつくりであること。

イ 耐久性

- ・型くずれ、破損、汚れ及び洗淨又は日焼けによる色落ち等ができるだけ発生しない素材・型にしなながら、軽量化にも努めること。
- ・素材は、匂いがつきにくい等、できるだけ防臭効果の高いものを使用すること。

ウ イベント等で使用する際の可動性、運動性

- ・演技者が職員等の素人であることを前提としたものであること（高度な動きをせず

とも十分にかわいい動きをアピールできるつくり、涼しい、軽量及び視界が広い等)。

- ・手のひらはできるだけ開閉ができるようにすること。

エ 不装着時の保管・管理及び手入れなどメンテナンス面

- ・体を1か所以上分割できるようにするなど、持ち運びが容易にできるような構造にすること。

オ イベント等の観客（第三者）に見られる又は触られることを考慮した構造、素材性

- ・外部から演技者の体が見えないようにすること。
- ・外部から、覗き窓や本体下部等を覗かれた場合であっても、容易に内部の構造や演技者が見えないようにすること。
- ・素材は肌触りのよいものにする。

②メンテナンス及び取扱説明書

以下の項目を記載すること。

- ・使用に当たっての禁止事項
- ・着用方法
- ・着用時、着用中、着用後、保管・メンテナンスの注意事項

5 留意事項

- ・本市の承認を得るまで、繰り返し、設計図等の修正を提出すること。
- ・保証期間（1年間）を設け、正常な使用状態での破損・故障については、期間内は無償で修理を行うこと。
- ・成果物の提出後、本市の検査の合格を持って、納品完了とする。

6 納品

(1) 納品日

令和8年2月16日（月）

(2) 納品場所

島田市健康福祉部国保年金課 保健事業係 （島田市保健福祉センター2階）

7 知的財産権の取扱い

- (1) 請負候補者の企画提案書及び成果物（以下「企画提案書等」という。）に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は島田市に帰属する。
- (2) 請負候補者は、企画提案書等の作品の著作者人格権についてこれを行使しない。
- (3) 請負候補者は、本市が企画提案書等の作品の商標及び意匠の出願及び登録をすることを認める。
- (4) 請負候補者は、参加を持って、上記(1)～(3)に同意したものとする。
- (5) 請負候補者と本市は、本件事業の契約の際に、上記(1)～(3)の内容に基づき、著作権譲渡等に関する契約を締結する。

8 特記事項

- (1) 本事業の実施に当たり、本仕様書その他の諸法規を遵守するとともに、本市と十分

連絡を取り合い、必要な指示及び承認を得なければならない。

- (2) 制作したデザインなどの情報について、当市の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。
- (3) 事業遂行に際し、疑義が生じた場合及び契約書等に定めのない事項については、双方協議の上、これを定めるものとする。